

マルナカ多度津店 (No.1205)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月6日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和4年10月14日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ多度津店  
仲多度郡多度津町庄1029番地 外
- 3 法第8条第1項の規定により多度津町から聴取した意見の概要  
(意見の概要)
  - ・自治会や水利関係者等、地元住民との調整を十分に行うこと。
  - ・交通渋滞を緩和するため、オープン時やその他繁忙時には交通整理員を配置するなどの事前対策を適切に行うこと。
  - ・騒音規制法等、環境に関する法令を遵守すること。
  - ・近隣住民からの苦情等に対しては迅速かつ誠実な対応に努めること。
  - ・近隣に小・中学校が所在するため、児童・生徒の登下校時の安全に配慮すること。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 多度津町産業課  
縦覧期間： 令和5年3月6日から令和5年4月6日まで